

女性いきいきチャレンジ 応援協議体講座

日場内師定費下表のとおり他1歳6カ月～未就学児の保育[※]。☎電話またはEメールで。住所、氏名、電話番号を記入☑女性いきいきチャレンジ応援協議体事務局 (☎843-3006☒info@herstory1101.net)

●ワンコイントライアル講座 (受講料500円※材料費別途)

講座名	日時	会場	講師	定員	材料費
ストレスフリーDe健康美! (フランス式アロマテラピー)	8/7(火) 10:00~12:00	多摩平の森ふれあい館	山本純代氏 (NARD JAPAN 認定アロマアドバイザー)	15人	300円
夏の親子パン教室	8/11(土) 10:00~13:30	市民の森ふれあいホール	白武一美氏 (JHBS講師、製パン技能士1級)	12組 (幼稚園年中以上の親子)	1,600円
はり師・きゅう師が教える~ママのお家Deツボ療法	8/21(火) 10:00~11:30	多摩平の森ふれあい館	佐伯有香氏 (はり師・きゅう師)	8組 (親子)	300円
都内でしか学べなかつたブリーダーブドフラワー・フローラル	8/25(土) 13:30~15:30	多摩平の森ふれあい館	小笠原京子氏 (日比谷花壇ブドフラワーアカデミー認定インストラクター)	20人	2,300円

思いやりで快適な生活④
喫煙マナーアップにご協力を!

タバコのポイ捨て、人混みの中での喫煙は周りの方々に変な迷惑が掛かります。また、歩行者の喫煙は、他の歩行者、特に

計算方法：保険料は個人単位で計算(表1参照)
▼保険料率の変更
ア 均等割額：4万100円(平成22・23年度は3万7千800円)
イ 所得割率：8・19割(平成22・23年度は7・18割)
▼保険料の軽減
ア 均等割額の軽減：同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などの合計額により、均等割額を軽減(表2参照)。
イ 所得割額の軽減：「旧ただし書き所得」が58万円までの方は、所得割額を軽減(表3参照)。
▼これまで被用者保険の被扶養者であった方への軽減
後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国保・国民健康保険組合以外)加入者の被扶養者であった方は、所得割額が保険料となりません。
▼支払い方法
年金天引き(特別徴収)と納付書払いまたは口座振替払い(普通徴収)があります。また、納付書払いと年金天引きの両方で支払う場合があります。
年金天引きの方：4月から新たに年金天引きが開始された方、平成24年2月に年金天引きとなつていらっしゃる方が対象です。ただし、保険料の変更などにより平成24年9月から納付書払いに変更

小さなお子さんにとって、顔の高さに火があることになり、大変危険な行為です。
タバコは喫煙所で吸うなど、マナーを守り、吸う人、吸わない人、お互いが気持ちよく過ごせる環境づくりを心がけましょう。
環境保全課

現在交付している保険証は平成24年7月31日(火)で期限が切れます。8月以降医療機関などにかかる際は、必ず新しい保険証を送ります。
▼新しい保険証を7月13日に発送します

▼収入額による一部負担金(1割負担)判定基準(平成24年8月1日から) 表5

世帯区分	平成23年中の収入額の合計
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人のみ	383万円未満
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上	合算して520万円未満
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で70~74歳の方がいる場合	

※収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で所得額とは異なります

▼住民税非課税世帯の方へ
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)を窓口で提示すると、外来や入院時の窓口で支払う医療費の自己負担限度額や入院時の食事が減額されます。認定証の交付を受けるには、申請が必要です(表6参照)。

▼一部負担金の割合判定基準(平成24年8月1日から) 表4

区分	平成24年度住民税課税所得額(課税標準額)	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

※住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額などから住民税の所得控除を差し引いた額です。で、所得税の課税所得額のことではありません

▼3割負担の方は申請により負担割合を変更できます
平成23年中の収入額の合計が表5の条件を満たしている場合は、申請日の翌月から負担割合が1割に変更できます。
8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ(基準収入額適用申請書)を送付しました。

訪問リハビリマッサージ
お手持ちの健康保険で1日1回20分のマッサージが交通費込みで「300円」!!で受けられます。(1割負担の場合・3割900円)
お年寄りやからだの不自由な方、ご自宅でマッサージが受けられるので通院の必要がありません。
まずはお電話下さい!! お客様専用フリーダイヤル(無料)
0800-111-0220
株式会社アッサム 在宅医療サービス
東京都国立市東1丁目14番1号シティハウス国立103号 ☎042-571-0228

ふとん 仕立直し(打直し)
羽毛布団も致します **致します**
堀内ふとん店
日野高幡1001-7 ☎ 591-3327
夜間 581-3584

スプレー缶類は、中身を使い切ってから、不燃ごみの袋とは別に出しましょう

訪問リハビリマッサージ

ふとん 仕立直し(打直し)

0800-111-0220

591-3327

日野市の造園業者です
お見積無料
●お庭を驚くほどきれいに!
●安く! すばやく! 確かな技術で!
●すべて1本単位からでも承ります!
価格を他社と比較してください!!
さきやま造園 TEL 0120-977-028
東京都日野市西平山5-26-12 (無料)

後期高齢者医療制度
平成24年度後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書を7月17日に発送します
対象者は6月30日までに後期高齢者医療制度の資格を取得し

た方です。
なお、5月1日以降、国民健康保険(国保)から後期高齢者医療制度に加入した方は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の両方の納入通知書が届きますが、それぞれ加入月数で計算されています。
▼保険料
加入者および世帯主の総所得金額などの合計額により、均等割額を軽減(表2参照)。
イ 所得割額の軽減：「旧ただし書き所得」が58万円までの方は、所得割額を軽減(表3参照)。
▼これまで被用者保険の被扶養者であった方への軽減
後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国保・国民健康保険組合以外)加入者の被扶養者であった方は、所得割額が保険料となりません。
▼支払い方法
年金天引き(特別徴収)と納付書払いまたは口座振替払い(普通徴収)があります。また、納付書払いと年金天引きの両方で支払う場合があります。
年金天引きの方：4月から新たに年金天引きが開始された方、平成24年2月に年金天引きとなつていらっしゃる方が対象です。ただし、保険料の変更などにより平成24年9月から納付書払いに変更

▼自己負担割合の判定について
医療機関などを受診する際、所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担金を支払います。一部負担金の割合は、8月1日を基準日として、平成24年度住民税課税標準額により判定します(表4参照)。

▼3割負担の方は申請により負担割合を変更できます
平成23年中の収入額の合計が表5の条件を満たしている場合は、申請日の翌月から負担割合が1割に変更できます。
8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ(基準収入額適用申請書)を送付しました。

▼一部負担金の割合判定基準(平成24年8月1日から) 表4

区分	平成24年度住民税課税所得額(課税標準額)	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

※住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額などから住民税の所得控除を差し引いた額です。で、所得税の課税所得額のことではありません

▼3割負担の方は申請により負担割合を変更できます
平成23年中の収入額の合計が表5の条件を満たしている場合は、申請日の翌月から負担割合が1割に変更できます。
8月1日の判定に向けて、該当すると思われる方には、6月末にお知らせ(基準収入額適用申請書)を送付しました。

訪問リハビリマッサージ
お手持ちの健康保険で1日1回20分のマッサージが交通費込みで「300円」!!で受けられます。(1割負担の場合・3割900円)
お年寄りやからだの不自由な方、ご自宅でマッサージが受けられるので通院の必要がありません。
まずはお電話下さい!! お客様専用フリーダイヤル(無料)
0800-111-0220
株式会社アッサム 在宅医療サービス
東京都国立市東1丁目14番1号シティハウス国立103号 ☎042-571-0228

スプレー缶類は、中身を使い切ってから、不燃ごみの袋とは別に出しましょう

訪問リハビリマッサージ

0800-111-0220